

寝屋川市生活衛生システム更改業務プロポーザル募集要項

目次

1	業務概要	P 2
2	プロポーザル方式の型式	P 2
3	参加資格要件	P 2
4	参加表明者の受付	P 3
5	参加資格審査、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼	P 4
6	質疑回答	P 4
7	契約候補者の選定方法	P 5
8	選定の手順	P 5
9	契約候補者の公表方法	P 6
10	契約締結手続	P 6
11	その他プロポーザル参加者への周知事項	P 6
12	採点基準表	P 7
13	実施スケジュール	P 9

1 業務概要

業務名	寝屋川市生活衛生システム更改業務				
業務目的	平成 31 年 4 月から、Web 型の管理システムにより保健所業務（薬事、食品衛生及び環境衛生）をオンプレミス型で運用を行っている。 次期システムにおいては、外部からの侵入や人為並びに自然災害発生等を想定した情報資産の適切な管理及び運用による物理的対策を講ずるため、LGWAN - ASP 回線での運用を検討している。				
業務期間	(1) 生活衛生システム更改業務委託 契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで (2) 生活衛生システム及びクラウド型サーバ利用契約 令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで				
業務内容	別紙「仕様書」のとおり				
見積限度額（税込）	(1) 生活衛生システム更改業務委託 5,280,000 円 (2) 生活衛生システム及びクラウド型サーバ利用契約 月額 314,600 円（60 か月：18,876,000 円）				
業務実施上の条件	効率的なタイムスケジュール管理を行いながら、寝屋川市と連絡及び調整を密に図り、最適な計画を提案・策定し、業務を遂行することができること。				
所管課	保健総務課	担当者	岡本	電話	072-829-7771

2 プロポーザル方式の型式 公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

次に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 申請日現在において、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、役務の提供（委託）の業種「情報処理」一種目「システム開発・保守・運用」（コード 522001）に登録があり、かつ業種「リース・レンタル」一種目「電子計算機・パソコン」（コード 300200）又は、業種「事務関係」一種目「OA 機器・什器」（コード 140044）及び一種目「OA ソフトウェア」（コード 140045）に登録があること。

- (2) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年 寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク及び ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）ISO27001 の認証を取得していること。
- (10) 過去 10 年以内に保健所を設置する地方公共団体に対し、本案件と同程度と認められる業務の履行実績があること。
- 同程度と認められる履行実績は、保健所を設置する地方公共団体についての生活衛生システムの導入又は更改業務とします。

4 参加表明者の受付

(1)提出書類	①プロポーザル参加表明書（様式 1）、②会社概要票（様式 2）、③業務実績調書（様式 3）
(2)提出部数	各 8 部（原本 1 部、副本 7 部）
(3)提出期間	令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 5 時まで（必着）
(4)提出方法	持参又は書留郵便によること。

(5)提出場所	住 所	〒572-0838 大阪府寝屋川市八坂町 28 番 3 号 寝屋川市保健所 1 階
	所管課	寝屋川市健康部保健総務課
	担当者	岡本
	電 話	072-829-7771（直通）
	E-mail	h-soumu@city.neyagawa.osaka.jp

5 参加資格審査、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼

参加表明者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

(1) 参加資格を有すると認めた者

「参加資格審査結果通知書 兼 企画提案書等提出依頼書」（様式 4）により、参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書及び調書等（以下「企画提案書等」という。）の提出を依頼する。

企画提案書等の内容、提出方法等

	内 容	様 式	備 考
(1)提出書類	① 企画提案書等提出届	様式 5	表紙
	② 企画提案書	任意様式	
	③ 会社概要票	様式 2	再提出
	④ 業務実績調書	様式 3	再提出
	⑤ 誓約書	様式 6	
	⑥ 業務実施体制調書	様式 7	
	⑦ 管理技術者（管理責任者）調書	様式 8	
	⑧ 担当技術者（担当者）調書	様式 9	
	⑨ 業務工程表	任意様式	
	⑩ 見積書及び見積内訳書	任意様式	
(2)提出部数	各 8 部（原本 1 部、副本 7 部）		
(3)提出期間	令和 7 年 8 月 26 日（火）から令和 7 年 9 月 17 日（水）午後 5 時まで（必着）		
(4)提出方法	持参又は書留郵便によること。		
(5)提出場所	上記 4 (5)に同じ		

(2) 参加資格を有しないと認めた者

「参加資格審査結果通知書」（様式 4-1）により、参加資格要件を満たしていないため、本プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

6 質疑回答

質疑の受付	受付期間	令和 7 年 8 月 26 日（火）から令和 7 年 9 月 3 日（水） 午後 5 時まで（必着）
	提出方法	質疑書（様式 10）により、電子メールで上記 4(5)のメールアドレス宛てに提出すること。 電話及び直接来庁による質疑には応じない。
質疑の回答	令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 5 時に、質疑回答書（様式 11）により、企画提案者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに、電子メールで回答する。	

7 契約候補者の選定方法

(1) 企画提案書等審査

「寝屋川市生活衛生システム更改業務プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、下記 12 の採点基準表に基づき、企画提案書の内容、実施体制等について評価を行い、契約候補者及び次点者を選定する。

(2) 契約候補者の選定

出席委員による採点の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。この場合において、合計点が最も高い者が 2 人以上あるときは、提案価格が最も低い者を契約候補者とし、提案価格も同額の場合は、くじにより契約候補者を選定する。ただし、出席委員による採点の合計点が満点の 50 パーセントに満たない者は、選定しない。

8 選定の手順

(1) 書類審査

企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者等として選定する。

実施日：令和 7 年 9 月 19 日（金）予定

(2) 審査結果通知

ア 契約候補者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式 12）により通知する。

イ 次点者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式 12-1）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式 12-2）により通

知する。

9 契約候補者の公表方法

次に掲げる事項を市ホームページで公表する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 所管課名
- (4) 契約候補者を選定した日
- (5) 契約候補者の名称及び所在地
- (6) その他必要な事項

10 契約締結手続

契約候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進める。

ただし、契約候補者が、契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者と契約の手続を進める。

11 その他プロポーザル参加者への周知事項

- (1) 参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルへの参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うこともある。
- (4) 提出書類は返却しないものとする（書類は適正に処理し、2次使用はしない）。
- (5) 業務実施体制調書に記載した配置予定の管理技術者（管理責任者）、担当技術者（担当者）の変更は原則認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の者であると認めた者に限り変更することができるものとする。
- (6) プロポーザルへの参加において、コンソーシアムや企業連合といった2者以上の事業者で構成される事業体での参加は受付けない。
- (7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、寝屋川市情報公開条例に基

づき提出書類を開示する。

12 採点基準表

(1) 技術提案の評価 10 項目 (200 点／280 点)

評価項目	評価の視点	配点基準	得点
操作性	操作のシンプルさや、接続中の画面構成はわかりやすく設定されているか。	提案内容に対して配点する。	20 点
職員認証について	職員認証機能の提案などが記述されているか。	提案内容に対して配点する。	20 点
イメージ・レイアウト図	各業務で使用する帳票の様式がわかりやすく作成されているか。	提案内容に対して配点する。	20 点
システム管理	システムの安定稼働が確保されているか。	提案内容に対して配点する。	20 点
システム構成に係るセキュリティ対策	個人情報の取扱い、システム障害時の対応、情報セキュリティ対策が具体的に記載されているか。	提案内容に対して配点する。	20 点
法改正等への対応	法改正の対応等による改修が必要となった場合に対して、その対応方法や費用の考え方が適切か。	提案内容に対して配点する。	20 点
関係法令等に精通した担当者またはチームの配置について	担当職員からの質問、要望等について、正確に把握し、適切な対応及び情報共有ができる体制が整備されているか。	提案内容に対して配点する。	20 点
システム稼働後のサポート体制について	システムに関する相談窓口、協力連携事業者等の関係者間の体制等が具体的に記述されているか。	提案内容に対して配点する。	20 点
操作研修及び操作マニュアルについて	操作研修及び操作マニュアルについて、具体的かつ市の職員に負担が少ない内容が提案されているか。	提案内容に対して配点する。	20 点

業務工程表の具体性	計画的かつ、適切な業務工程が組まれているか。	提案内容に対して配点する。	20 点
-----------	------------------------	---------------	------

(2) 配置予定者技術者の評価 2 項目 (20 点／280 点)

評価項目	評価の視点	配点基準	得点
管理技術者（管理責任者）の知識、経験	同程度と認められる業務の経験があるか。	業務内容と自治体規模によって配点する。	10 点
担当技術者（担当者）の知識、経験	同程度と認められる業務の経験があるか。	業務内容と自治体規模によって配点する。	10 点

(3) 企業の評価 3 項目 (30 点／280 点)

評価項目	評価の視点	配点基準	得点
業務実績	同程度と認められる業務の経験があるか。	業務内容と自治体規模によって配点する。	10 点
提案会社の信用状況	本プロジェクトにかかわる人員のセキュリティ環境、機密情報保持体制が評価できるか。	業務内容と自治体規模によって配点する。	10 点
円滑な業務の遂行能力	業務の特性や課題を十分に理解し、滞りない質の高い業務遂行が可能であるか。	業務内容と自治体規模によって配点する。	10 点

(4) 見積額の評価 1 項目 (30 点／280 点)

評価項目	評価の視点	配点基準	得点
コスト削減努力	30点×（全応募者見積最低価格／応募者の見積価格） ※小数点以下切捨て	比率に応じて配点する。	30点

13 実施スケジュール

